（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

**第五条**　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| **別表第三**（第三条関係） | |
| 区分 | 専任の教授・准教授・講師の数 |
| 学科に設ける講座 | 一二 |
| 医学科に設ける講座 | 六八 |
| 看護学科に設ける講座 | 三四 |
| 合計 | 一一四 |

| 改正前 | |
|---|---|
| **別表第三**（第三条関係） | |
| 区分 | 専任の教授・准教授・講師の数 |
| 学科に設ける講座 | 一二 |
| 医学科に設ける講座 | 六八 |
| 看護学科に設ける講座 | 三四 |
| 合計 | 一一四 |

| 改正後 | |
|---|---|
| 区分 | 専任の助教の数 |
| 学科に設ける講座 | 七二 |
| 医学科に設ける講座 | 一九 |
| 看護学科に設ける講座 | |
| 合計 | 九一 |

| 改正前 | |
|---|---|
| 区分 | 専任の助教の数 |
| 学科に設ける講座 | 七八 |
| 医学科に設ける講座 | 二〇 |
| 看護学科に設ける講座 | |
| 合計 | 九八 |

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

**第六条**　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | | | |
|---|---|---|---|
| 職務の種類 | 部局又は機関等 | 職制上の段階 | 標準的な官職 |
| 一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務 | 十七　航空自衛隊の部隊（前四号に掲げるものを除く。） | ［略］ | ［略］ |
| | | 七十　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階 | 係員 |
| | | 七十の二　自衛隊指揮通信システム隊に置かれる部隊の長の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階 | 専門官 |
| | | 七十一　自衛隊指揮通信システム隊に置かれる部隊の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階 | 係長 |
| | 十八　自衛隊指揮通信システム隊 | ［略］ | ［略］ |

| 改正前 | | | |
|---|---|---|---|
| 職務の種類 | 部局又は機関等 | 職制上の段階 | 標準的な官職 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| | | ［同上］ | ［同上］ |
| | | 七十一　自衛隊指揮通信システム隊に置かれる部隊の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階 | 係長 |
| | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |